

○総務省令第三号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百二十六条第二項及び第百三十六条第一項の規定に基づき、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令及び放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月二十二日

総務大臣 石田 真敏

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令及び放送法施行規則の一部を改正する省令（有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第一条 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 有線放送設備の技術基準

第一節 第三節 「略」

第四節 標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件(第十七条―第十九条)

第五節 IP放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件(第二十条―第二十六条)

第三章 雑則(第二十七条)

附則

(定義)

第二条 この省令において使用する用語は、法及び放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

「一〇十三 略」

十四 「IP放送方式」とは、有線テレビジョン放送等であつてインターネットプロトコルを使用して伝送される放送(以下「IP放送」という。)を第二十一条のIPアドレス(受信設備を識別するために用いる電気通信番号をいう。以下同じ。)により第二十三条から第二十六条までに規定する条件に適合したネットワークを用いて伝送する方式をいう。

(使用する光の波長)

第五条 有線放送設備のヘッドエンドから受信用光伝送装置(光伝送の方式における光信号を電気信号に変換する機能を有する装置であつて、かつ、光ファイバを用いた線路に接続され、引込線に介在するものをいう。以下同じ。)までの間の線路に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである場合(第二十七条第一項第一号から第四号までに掲げる有線テレビジョン放送等を行う場合に限る。)にあつては、当該線路において有線テレビジョン放送等に使用する光の波長は、一、五三〇ナノメートル以上一、六二五ナノメートル以下としなければならない。

「2 略」

(入力信号の条件)

第九条 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子(総務大臣が別に告示で定める箇所とする。第十三条、第十七条及び第二十条において同じ。)における入力信号は、次の表の上欄に掲げる入力信号の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、当該ヘッドエンドに係る業務区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送(デジタル放送に限る。以下この条において同じ。)を行う地上基幹放送局(移動受信用地上基幹放送を行うもの

目次

第一章 「同上」

第二章 「同上」

第一節 第三節 「同上」

第四節 標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件(第十七条―第十九条)

第三章 雑則(第二十条)

附則

(定義)

第二条 「同上」

「一〇十三 同上」

「新設」

(使用する光の波長)

第五条 有線放送設備のヘッドエンドから受信用光伝送装置(光伝送の方式における光信号を電気信号に変換する機能を有する装置であつて、かつ、光ファイバを用いた線路に接続され、引込線に介在するものをいう。以下同じ。)までの間の線路に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである場合(第二十条第一項各号に掲げる有線テレビジョン放送等を行う場合に限る。)にあつては、当該線路において有線テレビジョン放送等に使用する光の波長は、一、五三〇ナノメートル以上一、六二五ナノメートル以下としなければならない。

「2 同上」

(入力信号の条件)

第九条 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子(総務大臣が別に告示で定める箇所とする。第十三条及び第十七条において同じ。)における入力信号は、次の表の上欄に掲げる入力信号の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、当該ヘッドエンドに係る業務区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送(デジタル放送に限る。以下この条において同じ。)を行う地上基幹放送局(移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。)

を除く。)の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送の同時再放送については、この限りでない。

〔表略〕

(搬送波等の条件)

第十二条 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

区別	条件
〔一・二 略〕	〔一 略〕
三 搬送波のレベル(変調において用いられる最低周波数の周期に比較して十分長い時間(通常、平均の電力が最大である約十分の一秒間)にわたって平均されたレベルをいう。以下同じ。)	〔二 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合にあつては、次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下 $A = 55 + 10 \log_{10} (Z / 75)$ $B = 81 + 10 \log_{10} (Z / 75)$ 〔三 略〕
〔四・五 略〕	〔一・二 略〕
六 搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツ(搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調の場合に限る。)(又は五・七メガヘルツ(搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調である場合に限る。))の周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。))のレベルとの比	〔三 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合にあつては、三二デシベル以上 〔四・五 略〕
〔七〜十 略〕	

2 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の四の項及び六の項の規定は、適用しない。

一 保安装置(有線電気通信設備令施行規則(昭和四十六年郵政省令第二号)第十九条第一項

の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送の同時再放送については、この限りでない。

〔表同上〕

(搬送波等の条件)

第十二条 〔同上〕

区別	条件
〔一・二 同上〕	〔一 同上〕
三 搬送波のレベル(変調において用いられる最低周波数の周期に比較して十分長い時間(通常、平均の電力が最大である約十分の一秒間)にわたって平均されたレベルをいう。以下同じ。)	〔二 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合にあつては、次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下 $A = 55 + 10 \log_{10} (Z / 75)$ $B = 81 + 10 \log_{10} (Z / 75)$ 〔三 同上〕
〔四・五 同上〕	〔一・二 同上〕
六 搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツ(搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調の場合に限る。)(又は五・七メガヘルツ(搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調である場合に限る。))の周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。))のレベルとの比	〔三 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合にあつては、三二デシベル以上 〔四・五 同上〕
〔七〜十 同上〕	

2 〔同上〕

一 〔同上〕

各号に規定するところにより設置される保安装置をいう。以下同じ。)又は受信用光伝送装置の出力端子

「イ 略」

ロ 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合

区別	条件
----	----

「一 略」

二 搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドの変調波の入力端子から保安装置まで又は受信用光伝送装置の出力端子までの)であって、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限り、()のレベルとの比が三九デシベル以上である場合にあつては、三三デシベル以上

「ハ・ニ 略」

二 受信用光伝送装置の入力端子

イ 搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調の場合

区別	条件
----	----

総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までの)であって、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限り、()のレベルとの比が三三デシベル以上である場合にあつては、二八デシベル以上

ロ 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合

区別	条件
----	----

総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までの)であって、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限り、()のレベルとの比が三九デシベル以上である場合にあつては、三四デシベル以上

ハ 搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調であつて、副搬送波の変調の型式として

二五六値直交振幅変調を用いるものの場合

区別	条件
----	----

「イ 同上」

ロ 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合

区別	条件
----	----

「一 同上」

二 搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドの変調波の入力端子から保安装置まで又は受信用光伝送装置の出力端子までの)であって、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限り、()のレベルとの比が三九デシベル以上である場合にあつては、三六デシベル以上

「ハ・ニ 同上」

二 受信用光伝送装置の入力端子

イ 搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調の場合

区別	条件
----	----

総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までの)であって、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限り、()のレベルとの比が三三デシベル以上である場合にあつては、二八デシベル以上

ロ 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合

区別	条件
----	----

総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までの)であって、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限り、()のレベルとの比が三九デシベル以上である場合にあつては、三七デシベル以上

ハ 搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調であつて、副搬送波の変調の型式として

二五六値直交振幅変調を用いるものの場合

区別	条件
----	----

<p>総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・七・メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限り、）のレベルとの比</p>	<p>搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・七・メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限り、）のレベルとの比が三三デシベル以上である場合には、二八デシベル以上</p>
---	---

<p>総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・七・メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限り、）のレベルとの比</p>	<p>搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・七・メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限り、）のレベルとの比が三九デシベル以上である場合には、三六デシベル以上</p>
---	---

<p>総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・六・メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限り、）のレベルとの比</p>	<p>搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・六・メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限り、）のレベルとの比が三三デシベル以上である場合には、二五デシベル以上</p>
---	---

（搬送波等の条件）
 第十五条 「略」
 2 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の四の項及び六の項の規定は、適用しない。

「一 略」
 二 受信用光伝送装置の入力端子

<p>総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・七・メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限り、）のレベルとの比</p>	<p>搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・七・メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限り、）のレベルとの比が三三デシベル以上である場合には、二八デシベル以上</p>
---	---

<p>総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・七・メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限り、）のレベルとの比</p>	<p>搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・七・メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限り、）のレベルとの比が三九デシベル以上である場合には、三六デシベル以上</p>
---	---

<p>総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・六・メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限り、）のレベルとの比</p>	<p>搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・六・メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限り、）のレベルとの比が三三デシベル以上である場合には、二五デシベル以上</p>
---	---

「二 同上」
 二 受信用光伝送装置の入力端子

（搬送波等の条件）
 第十五条 「同上」
 2 「同上」

(搬送波等の条件)

第十九条 「略」

2 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、四八五・八七メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等又は送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となっており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の四の項の規定は、適用しない。

〔一 略〕

二 受信用光伝送装置の入力端子

区別	条件
総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までの間であって、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツ又は三三・七五六一メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限り、）のレベルとの比	搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツ又は三三・七五六一メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限り、）のレベルとの比が二四デシベル以上である場合にあっては、次のいずれかであること。 〔一〕～〔四〕 略

第五節 IP放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件

(入力信号の条件)

第二十条 第九条の規定は、IP放送方式によるIP放送を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子における入力信号について準用する。この場合において「デジタル有線テレビジョン放送方式」とあるのは、「IP放送方式」と読み替えるものとする。

(パケットのIPアドレス)

第二十一条 IP放送の用に供するIPアドレスは、総務大臣が別に告示するものとする。

(伝送信号の条件)

第二十二条 第十一条第三項第二号の規定は、IP放送の用に供する伝送信号の技術的条件について準用する。この場合において「九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用

(搬送波等の条件)

第十九条 「同上」

2 「同上」

〔一 同上〕

二 受信用光伝送装置の入力端子

区別	条件
総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までの間であって、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツ又は三三・七五六一メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限り、）のレベルとの比	搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツ又は三三・七五六一メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限り、）のレベルとの比が二四デシベル以上である場合にあっては、次のいずれかであること。 〔一〕～〔四〕 同上

〔新設〕

する有線テレビジョン放送等のうちデジタル放送を行うための搬送波を変調する信号」とあるのは、「IP放送方式によりIP放送を行うための信号」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する伝送信号は、TSパケット、TLVパケット、分割TLVパケット又はMTPパケットによる情報について、IPパケットにより伝送するものとする。

(総合品質)

第二十三条 IP放送の用に供するネットワーク(ヘッドエンドから受信者端子までインターネットプロトコルによる伝送を行うものをいう。以下「IP放送ネットワーク」という。)におけるパケット損失率(受信設備において誤り訂正機能を有する場合においては、誤り訂正後のパケット損失率)は、 0.00000001 以下でなければならない。

(ネットワーク品質)

第二十四条 IP放送ネットワークは、次の各号に掲げる条件を満たすものでなければならない。

一 IPパケット伝送の平均遅延時間(ヘッドエンドから受信者端子までパケットを伝送する時間をいう。ただし、情報源符号化、多重化、スクランブル等に係る時間を除く。)の値一秒以下

二 IPパケット伝送の平均遅延時間の揺らぎ(IPパケット伝送の平均遅延時間と個別のIPパケット伝送の遅延時間との差をいう。)の値 一〇〇ミリ秒以下

(安定品質)

第二十五条 IP放送ネットワークは、次の各号に掲げる措置のうちいずれかの措置が講じられているものでなければならない。

一 IP放送の用に供するIPパケットを優先的に伝送するために必要な措置

二 IP放送の用に供するIPパケットのみを伝送するために必要な措置

三 総務大臣が別に告示するデジタル有線テレビジョン放送方式等による有線テレビジョン放送等と同等の安定性を確保するための措置

2 IP放送ネットワークは、次の各号に掲げるところによりIP放送の用に供するIPパケットを伝送するために十分な通信容量を有するものでなければならない。

一 中継系伝送路設備(IP放送の用に供する伝送路設備のうちヘッドエンドから固定端末系伝送路設備(電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第四条の三第一項の固定端末系伝送路設備をいう。)までのものをいう。以下同じ。)にあつては、提供しようとする役割に係る全ての放送番組を伝送するために必要な通信容量

二 アクセス系伝送路設備(IP放送の用に供される伝送路設備のうち中継系伝送路設備以外の伝送路設備をいう。)にあつては、提供しようとする役割に係る放送番組を伝送するために必要な通信容量

(適用除外)

第二十六条 第六条及び第七条の規定は、IP放送方式については適用しない。

(使用する電磁波の条件)

第二十七条 次の各号に掲げる有線テレビジョン放送等以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、当該電磁波が当該電磁波を使用する有線放送設備で行われる他の有線一般放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

「一〇四 略」

五 受信者端子において、送信の方式がIP放送方式となっている有線テレビジョン放送等

「2 略」

(使用する電磁波の条件)

第二十条 「同上」

「一〇四 同上」

「新設」

「2 同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(放送法施行規則の一部改正)

第二条 放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第三十一号 (第134条関係)

【表略】

【注 1 略】

注 2 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、衛星一般放送の業務を行う場合は、次により記載した上で別紙 1 を添付し、有線一般放送の業務を行う場合は、「別紙のとおり」と記載した上で別紙 2 を添付すること。ただし、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令 (平成二十三年総務省令第九十五号) 第二条第十四号に規定する IP 放送方式により有線一般放送の業務を行う場合は、「別紙のとおり」と記載した上で別紙 2 の 2 を添付すること。

【(1)～(4) 略】

【注 3～注 6 略】

【別紙 1・2 略】

別紙 2 の 2

1 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備に関する事項

(1) 主たる設備の設置場所					
区別	設置場所				
受信空中線系	IPアドレス				
ヘッドエンド					
主たる演奏所					
幹線					
(2) 設備の規模	業務区域	引込端子の数	業務開始 (予定) 期日	全域	
				第 期	
				第 期	
				第 期	
				第 期	
				第 期	
(3) 使用する IP アドレス	IP アドレス	伝送容量	用途	再放送の同意	同意を得た放送事業者

別表第三十一号 (第134条関係)

【表同左】

【注 1 同左】

注 2 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、衛星一般放送の業務を行う場合は、次により記載した上で別紙 1 を添付し、有線一般放送の業務を行う場合は、「別紙のとおり」と記載した上で別紙 2 を添付すること。

【(1)～(4) 同左】

【注 3～注 6 同左】

【別紙 1・2 同左】

【新設】

(4) 系統図	ヘッドエンド								
	設備								
(5) 受信空中線系	レベル								
	区分	型式及び構成	周波数又は周波数範囲	相対利得	海拔高	地上高			
							最高 dB (MHz)	m	
	受信空中線系			最低 dB (MHz)					
	給電線	線種	こう長	損失	備考				
						m (MHz)			
				最高 dB/km					
				最低 dB/km (MHz)					
	(6) ヘッドエンド	區別	増幅する周波数の範囲	利得	雑音指数	レベルの調整範囲			
dB							dB		
前置増幅器		MHzから MHzまで	利得	雑音指数	レベルの調整範囲				
						dB	dB		
受信増幅器		増幅する周波数の範囲	利得	雑音指数	レベルの調整範囲				
						dB	dB		
周波数変換器		入力周波数	出力周波数	利得	雑音指数				
						MHz	MHz	dB	dB
変調器		入力信号の種類	変調方式	出力周波数	出力の信				

						号対雑音比	
				MHz		dB	
光送信機	種類	波長	変調方式	出力	台数		
		nm		dBm			
光増幅器	種類	出力		台数			
			dBm				
光分岐器	種類	分岐数	損失	台数			
			dB				
光波長多重合波器	種類	損失		台数			
			dB				
連絡線	連絡区間	架空及び地下の別	線種	こう長	損失		
				m	dB/km		
その他の機器	種類						
(7) 自主放送装置	種類	台数	備考				
(8) 中継増幅器	区別	種類	定格光入力レベル	定格光出力レベル	台数		
	光増幅器		dBm	dBm			
光電変	種類	定格光入力レベル	定格出力レベル	台数			

換増幅器	ベル		ル		台数		
		dBm		dB μ			
その他 の増幅器	種類	増幅すること ができる周波 数の範囲	定格入 力レベル	定格 出力 レベル	雑音 指数	同時に増 幅するこ とができ る周波数 の数	台数
			dB μ	dB μ			
(9) 分岐器 、分配器 及びタツ テオフ	種類	分岐結合損失又は 分配損失	挿入損失	端子間結合 損失	端子間結合損失	台数	
			最大 dB	最大 dB			最小 dB
(10) 分波器	種類	分波した周波数	分波損失	端子間結合 損失	端子間結合損失	台数	
			MHz	dB			最小 dB
(11) 電源供 給器	交流及び直流 の別	容量	出力電圧	台数	備考	備考	
			VA	V			
(12) 保安装 種類							

置		種類		光入力		dBm	
(13) 受信用 光伝送装 置	種類			光入力		dBm	
(14) その他 の装置	種類			備考			
(15) 線路	区分	架空及び地 下の別	線種	こう長	損失		
	幹線			m			
	分配線			m			
	引込線			m			
	電気通信事業を営む 者が提供する電気通 信役務を利用する線 路のこう長の総延長		<input type="checkbox"/> 5 kmを超える				
(16) 電柱	種類	自家柱	共架柱		備考		
			電気通信 事業者	電気事業 者	その他		
	木柱	本	本	本	本		
	コンクリート柱						
	鉄柱						
	その他						
計							
(17) 線路等の電圧及び通信回線の 電力	電圧		電力		dBm		
	電圧		電力				
	備考		備考				
	備考		備考				

<p>(8) 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の第5章第2節第1款第2目に定める技術基準への適合</p>	<p><input type="checkbox"/> 適合している</p>
<p>(9) 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成23年総務省令第95号）に定める技術基準への適合</p>	<p><input type="checkbox"/> 適合している</p>
<p>(10) 電気通信役務の提供者及びその利用の形態の概要（自己の電気通信設備を用いる場合はその旨及びその利用形態の概要）</p>	
<p>(11) 備考</p>	

注1 (1)のヘッドエンドの欄は、ヘッドエンドの主たる機器の設置場所を記載すること。

注2 (1)の幹線の欄は、「地図に記載のとおり」と記載し、地図（市町村の区域を明示したものとす。）にその設置場所を記載すること。

注3 (8)から(10)まで、(8)の幹線、分配線、引込線、(9)及び(10)の欄については、電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する電気通信設備に係る部分については記載を要しない。

注4 (2)の区分別の欄は、別図の業務区域の図に記載した期別に従い、引込端子の数（加入申込みに応じて順次分配線から受信者端子までの設備を設置する場合は、設置を予定している引込端子の数）を記載すること。

注5 (2)の業務区域の欄は、加入申込みがあった場合に、加入申込みを遅滞なく受諾できる区域を記載することとし、区分別の欄は、業務区域を区分してその業務の提供を行う場合には、業務開始予定年月日ごとに区分した区域を記載すること。

（記載例）

(2) 設備の規模		業務区域	引込端子の数	業務開始（予定）期日
全区分別	全域	(何)市(何)町、(何)町(何)丁目から(何)丁目まで	5000	年 月 日
	第一期	(何)市(何)町	3000	年 月 日
第二期	(何)町(何)丁目から(何)丁目まで	2000	年 月 日	

注6 ②の引込端子の数は、第111条第2項及び第3項の規定により算出した数を記載すること。

注7 ③のI Pアトリス、伝送容量及び用途の欄は、ヘッドエンドからI P放送方式で伝送するために使用するI Pマルチキャストアトリス及びその伝送に必要となる伝送容量について記載することとし、用途の欄には、例えば、「NHK(何) テレビジョン放送局(総合)の放送の同時再放送」、「(何)社(何) デジタルテレビジョン放送局の放送の同時再放送」、「(何)社(何) 一般放送の同時再放送」、「自主放送」のように記載すること。

(記載例)

③ 使用するI Pアトリス	I Pアトリス	伝送容量	用途
	(239, 0, 0, 1)	10Mbps	テレビジョン放送
	(239, 0, 0, 2)	15Mbps	テレビジョン放送

注8 区間によって使用するI Pアトリスが異なるときは、区間ごとの使用するI Pアトリスが明らかになる方法により記載すること。

注9 再放送の同意の欄には「有」と記載するとともに、併せて、同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。

注10 ④のヘッドエンドの欄は、「別図(ヘッドエンド系統図)に記載のとおり」と記載し、別図に、⑤、⑥及び⑦の欄の機器又は装置についての系統を記載し、受信空中線については、受信空中線の位置における受信する電波の電界強度及び周波数を、連絡線については、連絡区間のこう長を、⑧の欄については、それぞれの入出力周波数を付記すること。

注11 ④の設備の欄は、「別図(設備系統図)に記載のとおり」と記載し、別図に、設備系統図を次により記載すること。

- (1) ヘッドエンドから受信用光伝送装置までの間に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである各幹線系統について、ヘッドエンドの幹線への出力端子及び⑧から⑬までの欄の機器(⑨)タップオフ、⑩電源供給器、⑪保安装置及び⑫受信用光伝送装置を除く。)を記載すること。
- (2) ①以外の各幹線系統のうち最多段中継増幅の系統について、ヘッドエンドの幹線への出力端子及び⑧から⑬までの欄の機器(⑩電源供給器、⑪保安装置及び⑫受信用光伝送装置を除く。)並びに幹線及び分配線についての系統を記載し、幹線及び分配線については、機器間のこう長を付記すること。
- (3) ①及び②のそれぞれの幹線系統が含まれる設備については、それぞれの設備系統図を記載すること。
- (4) 系統の記載に当たっては、線路の全てについて自ら設置する系統、線路の一部について電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する系統又は線路の全てについて電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する系統のそれぞれについて、記載すること。

注12 (4)のレベルの欄は、設備系統図に記載した機器の送信の方式が有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第2条第10号から第14号までのいずれかに該当する場合に、「別図（レベルダイアグラム）に記載のとおり。」と記載し、別図に、レベルのダイアグラムを次により記載すること。ただし、タップオフ出力端子のレベルを記載することが困難な場合は、これを受信者端子のレベルの記載に代えることができる。

(1) ヘッドエンドから受信用光伝送装置までの間に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである各幹線系統については、光送信機からタップオフまでの分岐数が最多となる幹線系統のうち、幹線のこう長が最長となる幹線系統について、ヘッドエンドの光送信機、光増幅器、光分岐器及び光波長多重合波器並びに(8)から(13)までの欄の機器（(11)電源供給器及び(12)保安装置を除く。）における光レベルのダイアグラムを記載すること。また、光送信機の相対強度雑音及び光増幅器の雑音指数を付記すること。

(2) (1)以外の各幹線系統については、設備系統図に記載した機器についてヘッドエンド出力端子からタップオフ出力端子までにおけるレベルのダイアグラムを次により記載すること。

ア デジタル有線テレビジョン放送方式による有線一般放送の搬送波の数が2以上の場合は、それぞれのレベルの最高のもつと最低のもつとのみとし、その中心周波数を付記すること。

イ 機器及び線路の定格出力インピーダンスが75オーム以外の場合は、その値を付記すること。

(3) レベルに関して、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第12条第2項又は第15条第2項のいずれかに該当する場合は、当該各項の規定の適用に係る端子を明記すること。

注13 (5)の備考欄には、受信空中線の出力端子とヘッドエンドの入力端子との間に給電線以外の装置が挿入されるときは、その挿入されるものの種類及び損失を記載すること。

注14 (6)のレベルの調整範囲の欄には、例えば、「デジタルテレビジョン放送の入力レベル70dB μ ±10dB に対して、出力レベル変動±0.5dB 以内」のように記載すること。

注15 (6)の周波数変換器の欄には、ヘッドエンドにおいて、入力周波数を他の周波数に変換して送信する場合に使用する周波数変換器のみについて記載すること。

注16 (6)の入力信号の種類欄には、「映像信号」、「文字信号」、「音声信号」のように記載すること。

注17 (6)の変調器の変調方式の欄には、標準デジタルテレビジョン放送方式による場合は「標準方式」、デジタル有線テレビジョン放送方式による場合は「デジタル方式」のように、その他の方式による場合はその概要を具体的に記載すること。

注18 (6)の光送信機、光増幅器、光分岐器及び光波長多重合波器の種類欄には、製品名

及び製造者名を記載すること。

注19 (6)の光送信機の変調方式の欄には、「光強度直接変調方式」、「光強度外部変調方式」、「FM一括変換方式」のように記載すること。

注20 (6)の連絡線及び(8)の線路の欄には、線路の一部に無線装置を使用するものについて、線種の欄に、例えば、「23GHz 無線装置」と記載し、こう長の欄に、無線区間の距離を記載すること。

注21 (6)の連絡区間の欄には、例えば、「前置増幅器—ヘッドエントド」、「主たる演奏所—ヘッドエントド」のように記載し、その設置場所を添付地図に示すこと。

注22 (6)の線種の欄には、例えば、「5C—2V」、「6心G I型光ファイバケーブル」のように具体的に記載すること。

注23 (6)のその他の機器の欄には、有線一般放送のために電磁波を発生させる機器を記載すること。

注24 (7)の種類の欄には、主たる演奏所に常置するもののみについて、例えば、「スタジオカメラ」、「マイクロホン」、「フィルム投射器」、「文字画面制作装置」、「図形画面制作装置」のように記載すること。

注25 (7)の備考欄には、例えば、スタジオカメラについては、「白黒式」、「カラー式」の別を、マイクロホンについては、「モノホンニック式」、「ステレオホンニック式」の別を、また、フィルム投射器については、「8ミリフィルム用」、「35ミリスライド用」のように記載すること。

注26 (8)の種類の欄には、製品名及び製造者名を記載すること。

注27 (8)の同時に増幅することができる周波数の数の欄には、例えば、「デジタル有線テレビジョン放送方式に準拠する方式による搬送波(何)波」、「超短波放送の標準方式に準拠する方式による音声信号搬送波(何)波」、「パイロット信号(何)波」のように記載すること。

注28 (9)の分岐器(設備の線路に送られた電磁波を分岐する装置であって、分配器及びタップオフでないものをいう。以下同じ。)、分配器(設備の線路に送られた電磁波を等分する装置であって、タップオフでないものをいう。以下同じ。)及びタップオフの種類(4分岐)の欄には、例えば、「分岐器(4分岐)」、「分配器(2分配)」、「タップオフ(4分岐)」、「分配器(2分配)」、「分岐器(3分岐)」、「タップオフ(1分岐)」、「分配器(2分配)」、「タップオフ(2分配)」、「16分岐器」、「32分岐器」、「タップオフ(クローズジャ)」のように記載すること。

注29 (10)の種類の欄には、例えば、「分岐器(2分岐)」のように記載すること。

注30 (11)の欄には、中継増幅器用電源供給器のみについて記載すること。

注31 (11)の備考欄には自動電圧制御機能を有するものについて、制御電圧範囲を記載すること。

注32 (12)の線種の欄は、例えば「7C—2V」、「6心G I型光ファイバケーブル」のように具体的に記載すること。

- 注33 (5)の幹線の損失の欄には、例えば、「0.35dB/km (1,550nm)」、「最高35dB/km (450MHz)、最低5 dB/km (70MHz)」のように記載すること。無線装置の場合には、記載を要しない。
- 注34 (5)の電気通信事業者が提供する電気通信役務を利用する線路のこう長の総延長の欄は、電気通信事業者が提供する電気通信役務を利用する線路のこう長の総延長が5kmを超える場合に限り、□にシ印を付けること。
- 注35 (6)の備考の欄は、自家柱について、長さが6メートル以下であるもの及び長さが6メートルを超えるものであって元口から6メートルの位置における横断面の最も長い部分の長さが10センチメートル以下であるもの本数を再掲すること。
- 注36 (7)の電圧の欄に記載した値が実効値によらない場合は、その旨を付記すること。
- 注37 (7)の備考の欄は、通信回線が有線電気通信設備令施行規則（昭和46年郵政省令第2号）第2条第1項第4号及び第5号に掲げる場合に該当するものであるときは、その旨を記載すること。
- 注38 (8)の欄は、有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備が第5章第2節第1款第2目に定める技術基準に適合する場合に限り、□にシ印を付け、第151条から第153条まで並びに第154条において準用する第105条から第107条まで、第109条、第111条、第112条及び第114条の各条件について、以下のとおり措置内容を具体的に説明した書面を添付すること。
- ア ヘッドエンド設備、伝送路設備等の設備構成図並びにこれらの接続構成図
- イ 第151条に規定する予備機器の設置等に関する説明書
- ウ 第154条において準用する第105条に規定する故障検出に関する説明書
- エ 第154条において準用する第106条に規定する配備している試験機器及び応急復旧機材の一覧並びに説明書
- オ 第154条において準用する第107条に規定する耐震対策に関する説明書
- カ 第154条において準用する第109条に規定する停電対策に関する説明書
- キ 第152条に規定する強電流電線に起因する誘導対策に関する説明書
- ク 第154条において準用する第111条に規定する防火対策に関する説明書
- ケ 第154条において準用する第112条に規定する屋外設備に関する説明書
- コ 第153条に規定するヘッドエンドを収容する建築物に関する説明書
- サ 第154条において準用する第114条に規定する耐雷対策に関する説明書
- 注39 (9)の欄は、一般放送の業務に用いられる電気通信設備が有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第2章に定める技術基準に適合する場合に限り、□にシ印を付け、第23条から第25条までの各条件について、以下のとおり措置内容を具体的に説明した書面を添付すること。なお、電気通信事業者が提供する電気通信設備について、一般放送事業者と電気通信事業者との間で、電気的性能及び光学的性能について確認した書面を添付すること。
- ア 第23条に規定するIP放送ネットワークにおけるパケット損失率に関する説明書

イ 第24条に規定するI Pパケット伝送の平均遅延時間の値及びI Pパケット伝送の平均遅延時間の揺らぎの値に関する説明書

ウ 第25条第1項に規定するI P放送ネットワークに講じられている措置に関する説明書

エ 第25条第2項に規定するI P放送ネットワークの通信容量に関する説明書

注40 (ロ)の欄は、その他参考となる事項を記載すること。

2 施設に接続する有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

接続する有線電気通信設備	設置者の氏名又は名称	設備の識別	引込端子の数			
				接続する受信設備群	設置場所	受信設備の数

注1 接続する有線電気通信設備の欄には、設備の引込端子に接続する他の有線電気通信設備について記載すること。

注2 設備の識別の欄には、有線一般放送事業者の登録年月日及び登録番号又は有線電気通信設備の設置の届出の年月日等を記載すること。

注3 引込端子の数の欄及び受信設備の数の欄には、第133条第2項及び第3項の規定により算出した数を記載すること。

注4 設置場所の欄は、第133条第2項の表の2の項の規定により、一の引込端子を2以上のものと数える場合において、当該一の引込端子に接続する受信設備の設置場所を、例えば「(何)ビル内」、「(何)アパート内」のように記載すること。

3 設備と工作物又は道路等との関係

(1) 電線等との距離 電線等との距離 電線等との距離 電線等との距離 電線等との距離	設備		架空電線の支持物	単独柱の架空電線	共架柱の架空電線	屋内電線	地中電線	備考
	付近の工作物	電線						
	低圧	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
	高圧	()	()	()	()	()	()	
	特別高圧	()	()	()	()	()	()	
	建築物	()	()	()	()	()	()	

(2) 道路等との関係	設備		備考		
	架空電線	道路、鉄道又は軌道、横断歩道橋上の最低の高さ			
付近の道路及び工作物の道路		m			
鉄道又は軌道					
横断歩道橋					
その他					
(3) 道路の占有の割合	道路の種類		許可の有無	所有者等	承諾の有無
	国道	指定区間内			
	都道府県道	指定区間外			
	市町村道				
	その他				
	種類		許可等の有無		
	その他				

- 注1 電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する電気通信設備に係る部分については記載を要しない。
- 注2 (1)の強電流電線の備考の欄は、その種別（強電流ケーブル等）及び保護網（線）設置の有無を記載すること。また、付近の工作物の電線が裸電線であるときは、その旨を記載すること。
- 注3 電車線に接近又は交差する場合は、(1)の強電流電線の欄の括弧内に記載すること。また、備考の欄は、注2の要領で記載すること。
- 注4 (2)の備考の欄は、例えば、「歩道と車道との区別がある道路」のように記載すること。
- 注5 設備の付近の道路、鉄道及び軌道の位置が明らかになるように記載した図等を添付すること。
- 注6 道路の占有の許可を得ている場合は、その許可書の写しを、許可を得ていない場合は、当該許可を得る見込みがあることを記載した書面をそれぞれ添付すること。
- 注7 (3)のその他の種類欄には、設備の設置に必要な法令に基づく処分の名称について記載するとともに、許可等を得ている場合は、その許可書の写しを、許可等を得ていない場合は、当該許可等を得る見込みがあることを記載した書面をそれぞれ添付すること。
- 注8 電柱等への共架について、その所有者等の承諾を得ている場合は、その承諾書の写しを、承諾を得ていない場合は、当該承諾を得る見込みがあることを記載した書面をそれぞれ添付すること。

注9 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社（以下「地方公共団体等」という。）が建設し、かつ、管理する住宅若しくは造成し、かつ、管理する宅地の施行地区内又は地方公共団体等が施行する市街地再開発事業（事業完了したものを除く。）若しくは防災建築物造成事業（事業完了したものを除く。）の施行地区内に施設を設置しようとする場合にあつては、その設置について、当該地方公共団体等との協議が整ったことを証する書面の写しを添付すること。

4 受信障害区域における電界強度
 受信障害区域のみにおいて義務再放送を行う場合又は受信障害区域の属する市町村に隣接する市町村の区域において設置されるテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備と一体として当該受信障害区域に設置された有線電気通信設備を用いて義務再放送を行う場合における当該受信障害区域における電界強度のデータ

別表第三十七号（第139条関係）

登録一般放送に係る軽微な変更	
別表第31号別紙2及び別紙2の2における記載事項	変更事項
[略]	

別表第三十七号（第139条関係）

登録一般放送に係る軽微な変更	
別表第31号別紙2における記載事項	変更事項
[同左]	

備考 表中の「」の記載は付しない。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に登録一般放送事業者が行う有線テレビジョン放送の業務に用いられる有線放送設備については、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、第一条の規定による改正後の有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の規定に適合しているものとみなす。